お知らせ

マメ科ツルサイカチ属(ローズウッド)及びブビンガ属 3 種を使用した楽器等の輸出入について

令和元年11月26日 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約第 18 回締約国会議において、附属書 II に掲載されているマメ科ツルサイカチ属 (Dalbergia spp.)、ブビンガ属 3 種(Guibourtia demeusei、Guibourtia pellegriniana、Guibourtia tessmannii)(以下、「ローズウッド」という)に付されている注釈7#15 が改正され、ローズウッドを使用した完成品(ローズウッド部分の重さが、船積みあたり最大 10 キログラムまで)、楽器(楽器の部品、付属品を含む)が 11 月 26 日より、条約の規制対象から除外されることが決定されました。

【参考】解釈 7#15(仮訳)(抄)

次のものを除くすべての部分及び派生物

- b) 掲載された種の木材の重さが、船積当たり最大 10 キログラムまでの完成品
- c) 完成した楽器、楽器の部品及び付属品

我が国における附属書移行時の取扱いについては、10月29日付けのニュースリリース「2019年11月26日より、ワシントン条約の改正附属書が発効します」の別添2において、お知らせしたとおりです。ニュースリリースは、以下のURLよりご確認ください。

https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191029007/20191029007.html

なお、輸出に際し輸出先国(輸入国側)の事情により、11 月 26 日以降も当面の間、輸入国側の税関において日本政府が発行したワシントン条約に基づく再輸出証明書の提出を求められる可能性があります。貨物を輸出される前に輸入国側へご確認いただき、再輸出証明書が必要な場合には、輸入国のワシントン条約管理当局発行の通知文等を入手し、下記までご相談ください。

【本件に関するご相談先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室 電話 03-3501-1723